

## 第4回長崎大学高度感染症研究センター実験棟の運用に関する 地域連絡協議会議事要旨

- 1 日時 令和6年6月3日(月) 17:30～18:55
- 2 場所 長崎大学高度感染症研究センター本館1階大会議室
- 3 出席者数 19名 森内(議長)、山下(副議長)、後田、田中、宮崎、道津、神田、寺井、泉川、米満、長谷川、林、廣田、麻生、寺平、安田、南保、中嶋、渡部の各委員
- 4 欠席者 3名 深堀、久米、梶村の各委員
- 5 オブザーバー  
永松聡一郎(文部科学省研究振興局先端医科学研究企画官)
- 6 事務局(長崎大学)  
好井健太朗(高度感染症研究センター教授)、早川 慶(研究国際部長)、吉岡裕敏(研究国際部学術支援課長)、村上陽介(研究国際部感染症研究支援企画課長)、大西 誠(研究国際部感染症研究支援管理課長)、青木宏幸(施設部施設整備課長)、浦川公宏(施設部施設管理課長)

### 7 議事

議事に先立ち、事務局から、会場参加を原則とするが、前回同様、一部の委員は自宅等からオンラインで参加していること、一般傍聴者及び報道関係者に別会場で公開すること、撮影は報道機関に冒頭のみ許可することなどの説明があった。

#### (1) 令和6年度地域連絡協議会委員について

事務局から、資料2に基づき、委員の交代等について報告があった後、新委員5名から挨拶があった。

#### (2) 高度感染症研究センター実験棟に関する報告

<施設の使用状況について>

議長から、報告に際しては実験棟の内部などセキュリティ上機密な部分があるためスライド(配付資料なし)を使用して報告することの説明があった後、①「教育訓練の状況」について報告があり質疑応答が行われた。報告及び質疑応答の略は次のとおり。

##### ①教育訓練の状況

(南保委員) 教育訓練の進捗状況について報告したい。長崎大学高度感染症研究センター実験棟生物災害等防止安全管理規則に規定されている教育訓練は、対象者の区分に応じて四つに分かれている。「管理区域に立ち入る者(BSL-4実験室に立ち入る者)」(例:実験者)は講義4項目(病原体等の管理、感染症法、生物災害等防止安全管理規則の内容、病原体等の性質)と実技(BSL-4実験室の使用方法及び実験手技等)を初回前と年1回以上、「管理区域に立ち入る者(BSL-4実験室には立ち入らない者)」(例:警備員等)は講義4項目(病原体等の管理、感染症法、生物災害等防止安全管理規則の内容、病原体等の性質)を初回前と年1回以上、「管理区域に立ち入らない者」(例:事務職員等)は講義3項目(病原体等の管理、感染症法、生物災害等防止安全管理規則の内容)を初回前と年1回以上、「その他の者」(例:業者等の一時立入者)は講義1項目(病原

体等による感染症の発生の予防・まん延防止に関して必要な事項)を必要に応じて適宜、それぞれの業務内容に則した教育訓練の内容を受講することになっている。

「管理区域に立ち入る者 (BSL-4 実験室に立ち入る者)」を対象に、スライド資料を用いて法令に定められている内容及び本学 BSL-4 実験室の使用に必要な内容について講義を行うとともに、実験棟の施設設備を理解するための見学実習等を実施した。なお、「BSL-4 実験室に立ち入る者」への実技の教育訓練については、昨年度報告したとおり、実験室入室前の準備として、入室前の体調確認や陽圧防護服の気密確認をした上で実験室に入室し、実験室内では将来的に病原体を用いることを想定した顕微鏡を用いた細胞観察や安全キャビネットを用いた細胞培養訓練、実験終了後の消毒槽を用いた実験器具の除染、実験室退室時の薬液シャワー室での陽圧防護服の除染訓練等を実施した。また、「管理区域に立ち入る者 (BSL-4 実験室には立ち入らない者)」、「管理区域に立ち入らない者」、「その他の者」を対象に、実験棟への入館に必要な内容について、講義を実施したところである。

(山下副議長) 表の文字が小さすぎて読めなかったので、次回はもう少し大きくしていただきたい。

(南保委員) 承知した。

(神田委員) 全ての対象の方が講義を修了したと考えて良いのか。

(南保委員) そのとおりである。

(寺井委員) 業者の担当者が代わったときは、適時、時間を決めて講義をするのか。

(南保委員) 業者等の一時立入者については、必要に応じて適宜、教育訓練(講義)を行うことになっており、新規で一時立入をする者については、随時、人材育成部門が中心となって教育訓練(講義)を行っている。

(寺井委員) 業者の方が安易な判断で何か問題を起こしたりしたときには、厳しく対応し、業者に担当者を変更してもらったり、再教育するように言ったりするのか。

(南保委員) 一時立入者が実験棟内に入る際は、大学職員が随行する形になっており、そういった不適切な行動を起こさないように監視する体制になっている。

(道津委員) BSL-4 実験室の使用可能な時間帯は決まっているのか。実験者の事情により、申請すれば夜中でも実験はできるのか。

(南保委員) 毎朝、バイオリスク管理部門と委託業者で施設の設備機器が正常に動いているかどうかを点検することになっており、適切に動いていることが確認されないと実験者は実験室内に入ることができない。同じように、バイオリスク管理部門がきちんと対応できる時間帯までに作業を終えなければならないことになっており、具体的には午後5時までになっている。

#### <施設の管理状況について>

資料3、参考資料及びスライドにより、②「高度感染症研究センター実験棟病原体等取扱安全管理基準の制定」及び③「実験棟における緊急事態や健康障害が生じた場合の対応策の検討」について報告があり質疑応答が行われた。報告及び質疑応答の大略は次のとおり。

#### ②高度感染症研究センター実験棟病原体等取扱安全管理基準の制定

(中嶋委員) 資料3と参考資料で報告したい。資料3の1ページの青枠の中に記載のとおり、前回(本年2月13日)の本協議会において報告した長崎大学高度感染症研究セン

ター実験棟（BSL-4 施設）の安全管理に係る学内規則「長崎大学高度感染症研究センター実験棟生物災害等防止安全管理規則」を本年 5 月 7 日に施行した。この安全管理規則の施行に併せ、同日付けで安全管理規則の下に安全管理に係る具体的な事項を規定する「長崎大学高度感染症研究センター実験棟病原体等取扱安全管理基準」を施行した。この安全管理基準についても、これまでの本協議会で頂いたご意見を踏まえ、第 43 回協議会で説明した検討案（参考資料）を基に、学内の関係部署と調整し体裁を整えて策定したものであり、その検討案で示したポイントを全て反映したものになっている。時間も限られているので、少しだけ紹介すると、資料 3 の第 2 条（病原体等を取り扱う職員等の条件の確認等）の第 1 項の赤枠①の適合評価については参考資料の第 7 条第 1 項の内容を、資料 3 の第 2 条第 2 項の赤枠②の健康調査については参考資料の第 11 条の内容を、資料 3 の第 2 条第 3 項の赤枠③の個人の信頼性評価を行う項目については参考資料の第 7 条第 2 項の内容を整理したものである。先ほど、南保委員から報告があったように、BSL-4 実験室に入る予定の者全員について、資料 3 の第 2 条に規定する教育訓練の修了状況、健康診断及び健康調査の結果、個人の信頼性評価を基に、BSL-4 実験室の立入に係る適合評価を行ったところである。資料 3 の 11 ページの最後に記載のとおり、長崎大学高度感染症研究センターとしては、規則及び本基準に基づく厳格な運用を行うよう、さらに必要な対応を進めることとしており、これまで、本協議会においてご意見を頂くなど、ご協力をいただき、このような形で安全管理基準を制定できたことにお礼を申し上げたい。

### ③実験棟における緊急事態や健康障害が生じた場合の対応策の検討

（中嶋委員）スライドにて報告したい。

#### 「1. 緊急事態が生じた場合の対応策の検討」

本学 BSL-4 施設に関し長崎市の地域防災計画へ掲載されることになったことに伴い、本年 4 月 25 日に長崎市の林委員、廣田委員、麻生委員、寺平委員等に本学から BSL-4 実験室に緊急事態が生じた場合に係る措置の基本的な考え方を説明し、BSL-4 実験室に火災が生じた場合の空調システムの挙動、BSL-4 実験室の消火設備（ハロンガス）、防火・防災センターの機能や緊急警報装置等の現地確認を行いながら、火災等の緊急事態が生じた場合の具体的な対応策について協議を行った。

#### 「2. 災害事故が生じた場合の対応策の検討」

本学 BSL-4 施設において災害事故等が生じた場合の対応策について、本年 5 月 29 日に長崎市北消防署と打ち合わせを実施し、現行の坂本キャンパスに係る消防計画や防火・防災体制の見直し、災害事故が生じた場合の対応策について協議を行った。

#### 「3. 健康障害が生じた場合の対応策の検討」

実験棟内で研究者が病原体等にばく露、又は怪我等による健康障害が生じた場合の対応策について、本年 4 月 9 日に長崎大学病院の病院長及び事務部長と打ち合わせを実施し、今後、病院の関係する医療従事者等に対する勉強会を行うとともに、受入体制や連絡体制の整備など協力しながら具体的な対応策の検討を進めていくことを確認した。

（神田委員）本当に長い間、長い時間かかってここまでたどり着いた。最初の頃、何もわからなかった私たちの疑問や質問について大学等から説明を受け、納得がいかなかったこともあり、相当いろんな話し合いをしてきたが、前回も含めて、本当に細かく私たちが要望したことをまとめて作成していただき心から感謝申し上げたい。作成するの

は大変だったと思うが、この事業が続いていく限り、安全に関する問題は今後もずっと付いてくるものだと思うので、これを作成したことで終わりではなく、次世代の研究者の皆さんも含めて、今後もずっと継続していただきたく心から願っている、今後ともよろしく願います。ありがとうございました。

(宮崎委員) もう既に済んだことかもしれないが、実験者が病原体にばく露した場合、あるいは何らかの事情で倒れたときのために、実験棟内に一時的に診察等をする場所を設けているのか。それとも、いきなり大学病院に搬送するのか。

(中嶋委員) 実験棟で診察等をするのではなく、状況を確認し、病院に連絡し、症状に合わせた搬送体制や受入体制を取って搬送するような形で検討している。

(宮崎委員) 大学病院に無菌室があるのは知っているが、伝播性があって非常に危険な病原体にばく露している可能性が大なときの病室等は準備しているのか。

(中嶋委員) 前提として、いろんな形のばく露が考えられるが、外国の事例では、注射器等での針刺し事故が数十年で数件少ないが起きており、我々も念頭に置いて、我々のところで起きた場合のことを想定しなくてはいけない。その場合、刺したところの除染を相当時間行い、全身除染をした上で、まだ感染が成立しているかどうかわからない状況ではあるが、発症しても大丈夫なように大学病院の専門の病床で処置していただくことを考えている。

(宮崎委員) 何となくわかった。質問の意図がうまく伝わっていなかったかもしれないが、外部に対して漏れることがないような感染症対策がとられた部屋が病院の中にあると理解していいのか。

(中嶋委員) 病院には第1種感染症病床というものがある。

(泉川委員) 長崎大学病院の感染制御教育センターの責任者として補足すると、中嶋委員から話があったように、当院には第1種感染症病床という病床が2床ある。これは各都道府県に設置されているもので、本来は実験室の感染症ではなく、海外から来られた方等のいわゆる感染性と致死性が高い疾患の方に特別に入っていただく部屋である。ただ、扱う病原体が同じなので、例えばBSL-4施設で万が一、事故があった場合に入っていただく設備は整っている。ご懸念の、この中から外に危険な微生物が漏れないのかという点については、万全の体制が敷かれている。例えば、中々出るごみは全部滅菌して捨てるし、患者さんのお小水や便等は1回必ずタンクの中にためて、滅菌消毒した後に捨てるというプロセスになっているので、この中から危険なものが外に漏れ出ることはない施設になっているので、ご安心いただきたい。

(宮崎委員) 了解した。

(道津委員) 神田委員は大学が頑張っているいろいろな対策をしてくれたと言われたが、私の自治会の住民は、BSL-4施設に関して、疑問や不安はまだまだ払拭されていない。住民の反対の声を押し切って着工し、令和3年7月に建物は完成した。住民側としては、拳を振り上げているだけでは安全なものではないし、住民にリスクだけを背負わせるな、住民の不安に真摯に向き合ってほしいということで、安全対策についていろいろな意見を言わせていただいた。その内容は、今説明があったようにきちんと織り込まれているということについては感謝申し上げたい。しかし、よかったよかった、これで安全だと住民はまだまだ思っていないということを肝に銘じて安全対策を徹底してほしい。

まず始めに、資料3の第2条第3項の個人の信頼性評価の(15)から(18)のところ、私たちが心配していることを全部誓約書に書かせるようにしてくれたことには本当に感謝したい。次に質問であるが、(3)のところは日本国籍であるということではなくて、国籍を聞くだけでいいのか。以前、安田委員は当面は日本人に限るということであった。

当面ということであったので、今の考えを聞きたい。

(中嶋委員) その方がどういう方かわかるように本籍が確認できる書類を提出していただいている。

(安田委員) 調前議長も同じ発言をされていたと思うが、当時というか今もそうであるが、地域の皆様がバックグラウンドチェック等もできないような外国人が使用することに非常に不安を持たれているという状況を我々としても重々理解していたので、一応、身元をある程度調べられる日本人に施設の使用を限定すると申し上げていた。

(道津委員) 当面ということであったがその後はどうなのか。

(安田委員) 現在も外国人を絶対に入れないという考えもないので、当面というのはまさにその言葉どおりである。

(道津委員) 変更になる可能性はあるということか。

(安田委員) 必要性や社会情勢等いろいろな可能性はあるかもしれないが、想定しているわけではない。どうしても外国人を入れないからと勝手にやることはない。当面は外国人を入れないということである。

(森内議長) 補足であるが、将来もし外国人を入れないという方針を変更しようとするときには、本協議会できちんと議論を行ったうえで変更する。現時点で、将来のことまで完全に否定することは盛り込めない。

(道津委員) わかった。今ので少し安心した。

(宮崎委員) 当面ということであるが、文書の中のどこかに残っているのか。文書の中に残っていない場合、発言された方々が退場されたときまで保証されるものではないということを経験したことがあるので、今発言されたことをこの中に何らかの形で入れておいたほうが安心である。大学が優秀で身元がしっかりした海外の研究者にどうしてもこの施設を使ってほしいということが出てくるかもしれない。その場合、規定の変更はできるはずなので、一言、欄外でもいいので何らかの形で書いておくべきではないか。

(山下副議長) この協議会は議事要旨を作成しており、議事要旨(案)ができたところで内容の確認依頼が来るので、それに外国人を入れるときには本協議会できちんと議論するという今回の議長の発言が記載されているかどうかである程度のエビデンスは取れるのではないか。この安全管理基準は5月7日から既に施行されており、大学が設置している協議会の議長として発言されたということは重みがあると思うので、規定を変更するまでもなく、議事要旨にその文言がきちんと入っていることを確認することで足りるのではないか。

(宮崎委員) 希望としてはそういうふうな形を希望するが、どうしても難しいようであれば、そこのところはどこかの状況でわかるような形で示ししていただけると助かる。初見なので、今、これだけを見た段階ではわからない。

(長谷川委員) 私としては、個人の信頼性の評価を国籍で評価するというのはいかがなものかと思う。日本国籍があれば信頼がある、そうでなければ信頼がないというような考え方はおかしいのではないか。

(道津委員) そういう意味でこの国籍の話をしたのではない。もちろんそういうことはわかっている。前にも議論があり、今はどう考えているのかを聞いたかっただけで、別に外国人だからどうだとか、日本人だから信頼するとか、そういうことを言っているわけではない。

(長谷川委員) わかりました。ありがとうございます。

(森内議長) 地域の方はたくさんおられ、いろんな不安感を持たれるのは当たり前のこと

なので、それを受け止めた上で、現時点でどういうふうにしていくかということをごういった場でも記録に残していくということだと考えている。

(山下副議長) 自治会の会長さんに、ここでのことを地域の人に伝えていただくのは非常に良い手段だと思う。先ほどの宮崎委員の発言等を聞いて思ったのが、ずっと前からこの協議会の委員になっている人は、泉川委員のところの施設がどんなものであるか見学等に行っていてわかっているが、新しく委員になった人はそこら辺がわかっていない。今の国籍の問題もそういうことで言っていないというのは当然わかっているが、新しく入った人には伝わっていないとかということもある。国籍のことは横に置いて、泉川委員のところの施設とか、BSL-4 施設の見学とか、委員が代わるタイミングで、3年とか4年に1回ぐらい、できるタイミングで行なっていただければ大変ありがたい。

(宮崎委員) 私は自治会長になって、正直言ってこういった資料は初めて見たし、そういうのができているということは自治会のほうには伝わってきていない。自治会長の考え方によってかなり差があるということは大学も理解していただけないと困る。私も今回出席して、なるべく伝えようと思うが、そういった自治会とそうではない自治会があるということだけをご理解いただきたい。

(森内議長) 自治会によって温度差があることとか、情報伝達の手段等に不具合が多少なりとも出てくることは十分把握した上で対応しており、この場でOKであれば全てがOKだとは決して思っているわけではない。こういう形でしか、お伝えする最初の機会をつくれない。大事なことはポスティング等で各家庭に情報提供しているが、いろんな形で必要な情報をどんどん提供していきながら、少しでも不安な声をすくい上げ、その不安にどうすれば応えることができるか真摯に考えていく姿勢は今後も変わらない。BSL-4 施設の見学については、今後、施設のステップがどんどん上がっていくと、そう簡単に見学できなくなる時点が訪れるかもしれないが、その時その時でできることを何らかの形でやりたい。

### (3) その他

#### ①第 12 回長崎大学高度安全実験施設に係る監理委員会について

文部科学省の永松企画官から、3月8日に開催された標記委員会について、資料4に基づき報告があった後、質疑応答が行われた。質疑応答の大略は次のとおり。

(道津委員) 地域における理解促進に向けた取組みについて、「これまで丁寧に説明してきた成果が出てきていると感じる」と書いてあるが、これはどういうところからそう感じたのか。

(永松企画官) 当日、長崎大学から多くのスライドで説明いただいた中で、中高生など若い世代に向けての説明を重要視している旨の発言があり、その部分を評価されての委員の発言だったと認識している。監理委員会における配布資料及び議事録については文部科学省のHPにて公開しているので、詳細についてはそちらでご確認いただきたい。

(道津委員) この協議会で、住民からの安全対策に関するいろいろな提案について、大学が一つ一つ対応してくれているということは評価するが、その他に大学が理解促進のために自治会に何かしてくれているということはないので、他の自治会のことはわからないが、私の自治会では成果が出てきているとは感じない。

(山下副議長) これはあくまでも監理委員会委員の主なご意見なので、ここで聞かれてもたぶん答えは出ないと思う。

(永松企画官) 当日長崎大学から、地域における理解促進に向けた取組について、地域の広報誌の刊行物を発行されたり、市民向けの公開講座を開催されたり、中高生の理解増進活動としてサマースクールを開催したり、高校が開催するサイエンス講座に講師を派遣されたり、さらには地域イベントに参加されたりといったことで、特に、先ほど申し上げた中高生などへの理解増進活動につきまして高く評価されたとお受け止めいただければと思う。

(森内議長) 出てきているということで、成果が上がったということでは決してなく、まだまだやるべきことはたくさんあると受け止めている。決して十分だとは思っていないので、引き続き頑張っていきたい。

## ②長崎市地域防災計画へのBSL-4施設に係る事故・災害等対策計画の追加について

廣田委員から、前回の協議会でも報告があった長崎市地域防災計画へのBSL-4施設に係る事故・災害等対策計画の追加について、資料5に基づき説明があった後、質疑応答が行われた。説明及び質疑応答の大略は次のとおり。

(廣田委員) 本年2月13日に開催された前回(第3回)の協議会において、私の前任者から素案を提示しご意見を頂いたが、その後、本年3月25日に開催された令和5年度長崎市防災会議の中で、特定一種病原体等所持施設(BSL-4施設)に係る事故・災害等対策計画を地域防災計画に追加する議題が審議され、前回委員の皆さんから頂いたご意見を反映した案で異議なく承認された。

資料5の1ページの説明資料のところに記載しているが、今回、このBSL-4施設に係る事故・災害等対策計画を災害対策基本法に基づく地域防災計画に追加した背景について、改めて説明したい。「掲載の考え方」であるが、今回の特定一種病原体等所持施設(BSL-4施設)における安全性の確保については、感染症法を根拠とし、国及び施設責任者が実施すべき対応等が定められており、本来、BSL-4施設に関しては感染症法をベースとした対応が求められるところであるが、今回、長崎市としては、災害対策基本法の解釈として、特定の事象に対し、災害対策基本法が規定する警報の伝達、避難の指示等の応急対策等が有効と考えられる場合は、同法を根拠として応急対策等を実施するとの考え方が示されており、これを根拠としてBSL-4施設に係る事故・災害等の対応に万全を期すため、地域防災計画に掲載することにしたものである。つまり、BSL-4施設に関しては感染症法をベースとして対応するのは国及び施設責任者である長崎大学ということになるが、実際にBSL-4施設で何か事故等があったときに長崎市としてどのような対策がとれるか長崎市として検討した結果、風水害や地震等の何かの災害が起きたときの組織体制や応急体制等を規定している災害対策基本法に基づく地域防災計画の中の大規模事故等対策計画にBSL-4施設に係る事故等の対策計画を盛り込むことで、大学と市が連携して対応することができるのではないかとということで今回提案させていただいたところである。ただし、掲載の時期については、長崎大学BSL-4施設が特定一種病原体等を所持するには厚生労働大臣の指定を要するため、その指定がいつになるかわからないが、当該指定がされた日から、この計画を地域防災計画に掲載する取扱いとすることで承認されたものである。現時点での地域防災計画には掲載されていないが、BSL-4施設が特定一種病原体等所持施設になった暁に地域防災計画に反映するという形で承認をいただいた。資料の2ページは長崎市防災会議の委員名簿であり、長崎市長を会長とし、そのほか55人の委員で構成されている。3ページから7ページまでが「第5章 大規模事故等対策計画」の「第1節 計画の目的・対象及び活動体

制等」であり、3ページの「1 計画の目的」になお書きでBSL-4施設に関することを追加した。8ページ以降が今回新たに追加した「第10節 特定一種病原体等所持施設に係る事故・災害等対策計画」であり、他の事象と同一にするのではなく、新たに第10節としてBSL-4施設に特化した内容を追加することで承認をいただいた。皆様からのご意見と、何か長崎市のほうで対応できる部分がないか模索して今回このような形で地域防災計画にBSL-4施設に関することを盛り込ませていただいたものである。

(道津委員) やっと第5章の大規模事故対策計画の中にBSL-4施設の事故・災害等対策計画が策定でき、住民としては本当にホッとした。何年も要望してきたが、今回やっと策定され本当に感謝申し上げたい。7月に自治会の班長会があるので、この内容を報告し、回覧したい。住民の方々も、市がBSL-4施設の事故の危機管理をどのように考えているのか一番興味があるところだと思うので、それを報告したい。前任者には結構厳しいこともいろいろ言ったので、お礼を申し上げておいてほしい。

(神田委員) 道津委員から意見があったように、この問題については、市民の安全、生命、財産を守るべき長崎市の役割が今までずっと明確にされず、どうして市が取り上げないのか不思議に思い、長い時間をかけて、相当厳しいことをみんなで言った結果、今回やっと出していただき、やっとそういう気持ちを表現してくれて安心しているところである。まだ具体的な部分は出ていないと思うので、そのような気持ちで、また今後も対応していただきたい。ありがとうございました。

(道津委員) 資料の10ページのウのな書きのところであるが、「なお、長崎大学において、管理規程に基づく適切な運用が行われていないと認められるときは、長崎大学に対し、是正その他の必要な措置を講ずべき旨を要請するものとする」とうたっている。これはとても良いことだと思う。私たちとしては、大学がどんなことをやっているのか市に監視してほしいと思っており、市が管理するという気持ちがよく出ている一文であり、素晴らしい内容だと思う。この部分で一つ疑問がある。大学に対して、誰が要請するのか。市長か、それとも危機管理室か。

(廣田委員) この要請・協力というところで前もって考えないといけないのは、BSL-4施設に関して、日頃から、市や関係機関等が大学と密接な連携体制を取ることが大切なことだと思う。そういった中で、この要請をいきなり市長がするかというと、そういうことではなく、事象を覚知した防災危機管理室や市民健康部や消防局等の関係部署が口頭でお願いするだけで良いレベルなのか、それともしっかりと伝えないといけないレベルなのか、そういったレベルによっても違ってくるが、最終的に何らかの文書を出すときには、市長名で要請することになると思う。

### ③その他

(田中委員) 先ほどの本籍の件であるが、坂本校区連合自治会ではNPO法人の放課後児童クラブや放課後子ども教室を作り、子どもたちのお世話をしている。この地域の特性として大学病院等もあり、いろいろな方々を受け入れており、先ほど本籍の取扱いでいろいろな議論があったが、もう少し丁寧に慎重に取り扱ってほしい。

(森内議長) しっかりと受け止めていきたい。

(神田委員) 本日の議題と直接関係ないが、私の感想を述べさせていただきたい。前回2月の協議会のときに高熱を出し、8年間四十数回の協議会の中で、たった1回だけ欠席した。前回は市からの本当に大事な説明もあったので、出席できなかったことをすごく

残念に思っていたが、後日、大学から個別説明をしていただいた。また、その後、議事要旨が送付されてきて、今までも読んでいたが、初めてよく読ませてもらった。この議事要旨に関しては、最初は発言者の名前の記載もなく、これが議事録と言えるのかと思っていたが、議論を重ねて今の形になったという経緯があり、臨場感のある、出席していない人にもそのときの協議会の状況がよくわかるようなまとめ方をされており、出席できなかった者としてはすごくありがたかった。さらに、最近ではこの協議会での意見交換等の様子等を記載した「感染症ニュース」を発行し地域に配付していただき、協議会に出ていない方でも協議会の状況を知ることができるようになっている。また、ネットで調べさえすれば、この協議会の資料や議事要旨や感染症ニュース等はネットで見ることができ、協議会の状況が見られるようになっているので、地域住民の理解のためにも、今後とも積極的に宣伝し広く広報活動をやっていただきたい。感謝を込めて、一言話をさせていただいた。

(森内議長) ありがとうございます。長年にわたり貴重なご意見を頂いたことの積み上げで今のシステムに至っており、皆様方のおかげであり、今後も引き続き皆様のご意見をしっかり積み上げていきたい。

最後に、事務局から、次回の開催について、10月29日(火)の開催を予定している旨の説明があった。

— 以 上 —